

見守り
新鮮情報広告と異なる
商品が届く
ネット通販に注意

(税込) 0000円

▶ すぐに買う



©Kurosaki Gen

国内の**大手家電メーカーのロゴ**が掲載されたポータブルファンヒーターを**SNS 広告**で見つけた。2台購入すると値引きされるとのことだったので、2台(約8千円)注文し、**代引き配達**で受け取った。広告では「すぐに温まる」と書かれていたが、全く温まらない。大手家電メーカーに問い合わせたところ、「**当社では同種のポータブルファンヒーターを製造しておらず、同様の苦情がたくさん寄せられている**」とのことだった。販売サイトに返品を希望する旨を申し出たが返答はない。返金してほしい。(60歳代)

ひとこと助言

用心! 用心!



見守るくん

- 注文前に、販売サイトの住所や連絡先等が記載されているか、また記載された住所に所在しているかを確認しましょう。
- 相場よりも極端に安いなどお得感が強調されている場合は要注意です。
- メーカーやブランドの公式サイトでその商品が実際に販売されているか、偽物に関する注意喚起が掲載されていないかを確認し、少しでも怪しいと思ったら注文はやめましょう。
- 代引き配達の場合、後で注文した商品と違うと分かっていても宅配事業者から返金や補償を求めることは困難です。代引き配達だからといって安心せず、仕組みや特徴を理解したうえで利用しましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第527号(2025年11月13日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999 (月～金 9:00～16:30)
流山市役所第2庁舎2階流山市消費生活センターへ ☆出前講座も随時受け付けています

消費生活に関することで分からないことがあった時や悩んだ場合は
すぐに消費生活センターへご相談ください。

流山市消費生活センターからの大切なお知らせ

回覧

見守り
新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサプリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。
(70歳代)

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。
(70歳代)

定期購入「返品」だけでは
解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは
解約にならないよ



見守るくん

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第513号 (2025年6月12日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999 (月～金 9:00～16:30)
流山市役所第2庁舎2階流山市消費生活センターへ ☆出前講座も随時受け付けています

消費生活に関することで分からないことがあった時や悩んだ場合は
すぐに消費生活センターへご相談ください。